

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題					
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題				
				継続	拡充	見直し	廃止								
			今後の取組方針	これまでの取組のまとめ											
1 地球を守るまち															
(1) 地球環境の保全															
②省エネ・再生可能エネルギーの推進															
a-1-1	省エネ設備の利用促進	○エコカーやエコ家電など省エネ製品の啓発を進めます。	出前講座「省エネ生活のススメ」の実施やワットモニターの貸出しを行っています。	●				省エネ製品の啓発は引き続き必要のため、継続的な取り組みが必要。	出前講座「省エネ生活のススメ」の実施やワットモニターの貸出しを行っています。	【市民 問3(1)(2)】重要維持項目【改善度7位】 【省エネの推進】	市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。	○出前講座の実施やパンフレットの配布などで、省エネ設備の啓発を進めています。	●市民・事業者の省エネ化も重要となることから、継続的に啓発をしていくとともに、効果などを広く知ってもらうことや技術的支援が重要になります。		
a-1-1	省エネ設備の利用促進	◎住宅・建築物では、低炭素建築物 ^{*2} についての啓発や情報提供に努めます。	市ホームページで低炭素住宅の認定手続き案内や、パンフレットによる情報提供を実施しています。	●				引き続き市民や建築関係業者へ情報提供を行っていくにあたり、今後も継続的な取り組みが必要。	市ホームページで低炭素住宅の認定手続き案内や、パンフレットによる情報提供を実施しています。		国の第5次環境基本計画で、「徹底した省エネルギーの推進」が重点戦略に位置づけられています。				
a-1-1	省エネ設備の利用促進	◆省エネ設備の利用促進/EVステーションの新設整備や再生エネと組み合わせたEV購入を支援します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書120Pより】													
a-1-2	省エネ設備の導入	○公共施設や街路灯、事業所などへの、省電力照明や省エネルギー機器の導入を推進します。	省エネ改修の手法及び改修効果、ランニングコストの削減による投資回収の目安期間など、これらの提案事項を改修計画等に反映しています。					R2受診をもって対象15施設を一巡しました。	●	R2受診をもって対象15施設を一巡（R3に診断費用が一部有料化）	【市民 問3(1)(2)】重要維持項目【改善度7位】 【省エネの推進】	市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。	○公共施設や公共街路灯のLED化を推進しています。○自治会が設置する街路灯のLED化の支援を行っています。	●温室効果ガス排出量の大幅な削減が求められており、それを実現するためには、省エネ設備への更新・導入に対する情報・技術・経済的支援を強化していくことが重要となります。	
			自治会が設置する街路灯（防犯灯）の設置費（新設・更新）の一部を補助し、LED灯に更新した際、1灯あたり3,000円の奨励金を支給しています。						市内全体としてLED灯への更新が進んでいる。しかし少ない灯数ではあるがナトリウム灯、水銀灯は残っている。省エネルギー化および地域の安全を確保するため継続した支援が必要。	●	1灯3,000円のLED普及奨励金は令和5年度の支出分をもって終了。防犯灯の新規設置、更新時の設置費一部補助については継続して実施し、省エネルギー化と地域の安全確保を推進する。	【市民 問5(3)】「LED」の導入が進んでいますが、それ以外の「高断熱」・「高気密化」・「高効率機器」などの「省エネ設備」はあまり普及が進んでいません。	事務事業において排出量は、2030年度までに50%削減する必要があります。		
			施設維持修繕や改修にあたって、省電力照明や省エネルギー機器を導入しています。						新庁舎建設構想のある中、最低限必要な箇所については、省電力照明の導入を継続していく必要がある。	●		財政状況を鑑みて、省電力照明や省エネルギー機器の導入を引き続き行っていく。	【市民 問5(4)】【事 問4(3)】「脱炭素の実現」に向けて、「省エネ設備に関する支援の充実」が求められています。	国の第5次環境基本計画で、「徹底した省エネルギーの推進」が重点戦略に位置づけられています。	
			H26からH27に、バリアフリーに対応した跨線人道橋への架換えを実施しました。						H27で事業終了。	●	H27で事業終了。				
			R1に、未整備区間について、道路拡幅などで狭路部を解消し、車両や歩行者の安全で快適な通行環境を確保しています。						R1で事業終了。	●	R1で事業終了。				
			老朽化が著しい状態の道路照明灯をLED照明へ更新しています。						街路灯への、省電力照明や省エネルギー機器の導入を推進するため、引き続き、老朽化が著しい状態の道路照明灯をLED照明へ更新する。	●		引き続き、老朽化が著しい状態の道路照明灯をLED照明へ更新し、道路施設への省エネルギー機器の導入を推進します。			
a-1-2	省エネ設備の導入	◆省エネ設備の導入1/公共施設のZEB化の推進【新規施策案】													
a-1-2	省エネ設備の導入	◆省エネ設備の導入2/EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入【新規施策案】													
a-1-2	省エネ設備の導入	◆省エネ設備の導入3/行政車両の積極的な次世代自動車への転換と地域住民、事業者への啓発を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書118Pより】													

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止						
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ				
a-1-3	省エネ行動の推進	◎クールビズ、ウォームビズ、節電など、職場での省エネルギー行動を奨励します。	夏季の不要箇所の消灯や冬季のウォームビズの励行など職場の節電に取り組んでいます。			●		夏季冬季節電対策はR2をもって終了したが、引き続き、環境マネジメントシステム(EMS)に基づく、節電・省エネ行動に恒常的に取り組む。なお、北海道では、R3.5から年間を通し省エネ・節電を意識した働きやすい服装で執務を行うナチュラル・ビス・スタイルを実施している。市のナチュラル・ビス・スタイルの実施については、次期環境管理計画改定の中で検討する。	クールビズの一環として、ノーネクタイ・ノー上着等の軽装実施を推奨しています。	【市民 問3(1)(2)】重要維持項目【改善度7位】 【省エネの推進】 【市民 問4(1)】「節電・節水」などの身近な省エネ活動は多く「取り組まれて」おり、「取り組む予定」も多くなっています。 【事 問2(3)】すべての事業者が「環境配慮等に取り組むべき」と考えていますが、「費用や人手の問題から取り組めない」とする事業者もわずかにいます。 【事 問3(1)】「節電・節水」などの身近な省エネ活動は多く「取り組まれて」おり、「取り組む予定」も多くなっています。 【事 問2(2)(2-3)】「環境認証」について、「取得するメリットがない」と考える事業者が増えており、「今後取得する予定はない」とする事業者が増加しています。	「環境に配慮した生活をしている市民割合(現行計画指標1②、4②)」は増加傾向で、目標を達成しています。 市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。 国の第5次環境基本計画で、「徹底した省エネルギーの推進」が重点戦略に位置づけられています。	○市では、環境マネジメントシステムに基づく省エネ行動、水道使用量の見える化、内部監査による意識づけなどを行って、エネルギー使用量を削減しています。 ○市民・事業者に対して、ガイドブックや広報誌で取組を紹介するなど、意識啓発に取り組んでいます。	●省エネ行動は重要な取組であることから、今後も継続的に進めていきます。
a-1-3	省エネ行動の推進	○節水意識の啓発により、無駄な水の使用を削減します。	庁内各課へ節水の意識啓発に努めています。			●		省エネ管理システムにより、各課等に水の使用料について報告を求めている。使用料の見える化や内部環境監査による意識付けなどにより使用量は削減されている。	庁内各課へ節水の意識啓発に努めています。				
a-1-3	省エネ行動の推進	○わが家のエコガイドなどを活用し、家庭における節電・省エネルギー行動の啓発に努めます。	「わが家のエコガイド」により、環境負荷を低減させる生活様式の普及・啓発をしています。			●		家庭における節電・省エネ行動の啓発は引き続き必要だが、具体的な取組内容については今後検討する。	「わが家のエコガイド」により、環境負荷を低減させる生活様式の普及・啓発をしています。				
a-1-3	省エネ行動の推進	○市民・事業者とともにエコドライブ ^{※1} を推進します。	広報えべつにエコドライブ関連の記事を掲載し、市民の意識啓発を図っています。	●				継続的な取組が必要。	広報えべつにエコドライブ関連の記事を掲載し、市民の意識啓発を図っています。				
a-2-1	再生可能エネルギーの利用促進	◎再生可能エネルギーの導入促進のための情報収集に努めるとともに、関連情報を発信できる体制を構築します。	庁内ネットワーク掲示板などを通じ、環境省や経済産業省などの各種補助メニュー情報を提供しています。	●				各庁の補助制度などについて庁内で情報を共有する。R3、R4に実施した再生可能エネルギー導入調査等実施事業の調査結果をもとに、再生可能エネルギーの導入を推進する。	庁内ネットワーク掲示板などを通じ、環境省や経済産業省などの各種補助メニュー情報を提供しています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目【再生エネの推進】 【市民 問5(3)】【事 問4(2)】「再生エネ設備」の導入割合・今後の導入意向はともに低い状況です。 【事 問4(3)】「脱炭素の実現」に向けて、「再生エネ設備に関する支援の充実」が求められています。	市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。 事務事業において排出量は、2030年度までに50%削減する必要があります。 国の第5次環境基本計画で、「再生可能エネルギーの最大限の導入」が重点戦略に位置づけられています。	○庁内で再生エネ導入に活用できる補助制度の共有を行うとともに、R3・R4で環境省の補助事業を活用した具体的検討を進めています。 ○公共施設の改築・新築に併せて太陽光発電の導入を進めるとともに、ハイオガス発電や地中熱利用・温度差熱利用など多様な再生エネの取組を進めています。 ○木質バイオマス発電による電力の利用を積極的に進めています。	●脱炭素社会の実現に向けて、公共施設における再生エネ導入を着実に進めるとともに、市民や事業者の取組につなげるなど、取組を拡大していく必要があります。
a-2-1	再生可能エネルギーの利用促進	◎太陽光発電やバイオマス ^{※1} の活用など再生可能エネルギーの導入を推進します。	庁内ネットワーク掲示板などを通じ、環境省や経済産業省などの各種補助メニュー情報を提供しています。 H27に、江別太小学校の改築にあわせて太陽光発電(20kW)を設置しました。 H28に、江別第一小学校の新築にあわせて太陽光発電(20kW)を設置しました。 H27に、江別第一中学校の改築にあわせて太陽光発電(20kW)を設置しました。 新築団地の建替時に、各棟に太陽光発電設備を設置しています。 環境エネルギー関連施設の立地に対し、江別市企業立地等の促進に関する条例に基づく補助金を交付しています。 H28から、高圧受電施設において、地元企業による木質バイオマス発電の電力を含む電気を購入しています。(契約管財課には照会せず)	●				各庁の補助制度などについて庁内で情報を共有する。R3、R4に実施した再生可能エネルギー導入調査等実施事業の調査結果をもとに、再生可能エネルギーの導入を推進する。 【課題】太陽光パネルの適切な廃棄方法 【課題】太陽光パネルの適切な廃棄方法 新築団地A棟からE棟に太陽光発電設備を設置した。 企業の立地等の促進を図るため、今後も継続が必要。 電力契約は継続しているが、トラッキング付き非化石証書を購入していないため再生エネの導入を推進しているとは言えない。	小中学校や市営団地の新築・改築時に太陽光発電を導入しました。環境エネルギー関連施設の立地に対し、企業立地等補助金を交付しています。 小学校の新築、改築などの際に省エネ・再生エネ設備導入の検討を行っている。 中学校の新築、改築などの際に省エネ・再生エネ設備導入の検討を行っている。 令和5年度建設予定のF棟にも太陽光発電設備を設置する。 発電や熱利用等で現在補助対象ではない分野について、市としてどの分野に力点を置くのか計画等を確認し、補助対象への追加等を検討する。 電力契約は継続しているが、トラッキング付き非化石証書を購入していないため再生エネの導入を推進しているとは言えない。				

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題		
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
		取組に対する課題、継続・拡充の必要性	継続	拡充	見直し	廃止	今後の取組方針	これまでの取組のまとめ				
a-2-1	再生可能エネルギーの活用促進	<p>H19から、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業として、業務委託を実施し、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため適正な運転、維持管理をしています。また、施設の安定的な稼働のため、定期的な点検整備を実施しています。</p> <p>野幌駅前広場に地中熱ヒートポンプ式ロードヒーティングの整備が完了し、熱エネルギーを有効利用しています。</p> <p>野幌駅前広場に地中熱ヒートポンプ式ロードヒーティングの整備が完了し、熱エネルギーを有効利用しています。</p> <p>野幌駅前広場に地中熱ヒートポンプ式ロードヒーティングの整備が完了し、熱エネルギーを有効利用しています。</p> <p>下水処理水の熱（水温）を街路の融雪に利用しています。</p> <p>下水処理の過程で発生する消化ガスを発電に使用するとともに排ガスの熱利用を行っています。</p>	●				引き続き、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため、今後も継続的に適正な運転、維持管理を行っていくことが必要。	環境クリーンセンターの廃熱ボイラで発生した蒸気を利用した発電、野幌駅前広場の地中熱ヒートポンプ式ロードヒーティング、下水処理水の熱（水温）を街路融雪への利用、浄化センターの消化ガスによる発電などを行っています。	<p>【市民 問3(1)(2)】改善項目【再生エネの推進】</p> <p>【市民 問5(3)】【事 問4(2)】「再生エネ設備」の導入割合・今後の導入意向はともに低い状況です。</p> <p>【事 問4(3)】「脱炭素の実現」に向けて、「再生エネ設備に関する支援の充実」が求められています。</p>	<p>市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。</p> <p>事務事業において排出量は、2030年度までに50%削減する必要があります。</p> <p>国の第5次環境基本計画で、「再生可能エネルギーの最大限の導入」が重点戦略に位置づけられています。</p>	<p>○庁内で再生エネ導入に活用できる補助制度の共有を行うとともに、R3・R4で環境省の補助事業を活用した具体的検討を進めています。</p> <p>○公共施設の改築・新築に併せて太陽光発電の導入を進めるとともに、ハイオガス発電や地中熱利用・温度差熱利用など多様な再生エネの取組を進めています。</p> <p>○木質バイオマス発電による電力の利用を積極的に進めています。</p>	<p>●脱炭素社会の実現に向けて、公共施設における再生エネ導入を着実に進めるとともに、市民や事業者の取組につなげるなど、取組を拡大していく必要があります。</p>
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性化）	◆再生エネ1/公共施設・公営住宅・市所有遊休地への太陽光発電設置に向けて、国等の補助事業を活用した太陽光発電設備設置の詳細調査を実施します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書118Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性化）	◆再生エネ2/公共施設・公営住宅で太陽光発電の屋根貸しマッチング事業を実施します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書118Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性化）	◆再生エネ3/太陽光パネル共同購入（北海道）など支援策の継続的な検索と地域住民等への情報提供を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書118Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性化）	◆再生エネ4/再生エネ施設に対する固定資産税の減免などの支援を拡大します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書118Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性化）	◆再生エネ5/オフサイトPPAの動向に合わせて遊休地の土地貸しを検討します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書118Pより】										

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題		
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題	
				継続	拡充	見直し	廃止					
								これまでの取組のまとめ				
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ6/市民ファンドによる市民風車（石狩市、浜頓別町）など道内を中心とした事業事例の情報収集を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】						環境クリーンセンターの廃熱ボイラで発生した蒸気を利用した発電、野幌駅前広場の地中熱ヒートポンプ式ロードヒーティング、下水処理水の熱（水温）を街路融雪への利用、浄化センターの消化ガスによる発電などを行っています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目【再エネの推進】 【市民 問5(3)】【事 問4(2)】「再エネ設備」の導入割合・今後の導入意向はともに低い状況です。 【事 問4(3)】「脱炭素の実現」に向けて、「再エネ設備に関する支援の充実」が求められています。	市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。 事務事業において排出量は、2030年度までに50%削減する必要があります。 国の第5次環境基本計画で、「地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用」が重点戦略に位置づけられています。	〇庁内で再エネ導入に活用できる補助制度の共有を行うとともに、R3・R4で環境省の補助事業を活用した具体的検討を進めています。 〇公共施設の改築・新築に併せて太陽光発電の導入を進めるとともに、バイオガス発電や地中熱利用・温度差熱利用など多様な再エネの取組を進めています。 〇木質バイオマス発電による電力の利用を積極的に進めています。	●脱炭素社会の実現に向けて、公共施設における再エネ導入を着実に進めるとともに、市民や事業者の取組につなげるなど、取組を 拡大 していく必要があります。
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ7/小規模や農業用水などでの小水力発電の動向について情報収集を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ8/乳用牛ふん尿、生ごみ、し尿の活用に向けて、市内既存バイオガスプラントを活用した地域住民、事業者への情報提供を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ9/風倒木や支障木などを焼却処分から資源活用へ転換し、業務用暖房、家庭新ボイラで利用するための検討を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ10/公共施設等の改修・更新に合わせて業務用木質暖房を導入します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ11/廃食用油からBDFを製造し重油車の燃料として利用するため、既存の廃食用油回収組みの普及啓発や企業と連携した廃食用油回収拠点の拡大を行います。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ12/電力販売株式会社と連携した地域住民、事業者への再エネ購入を啓発します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書119Pより】										
a-2-1	地域資源のエネルギー活用（産業活性）	◆再エネ13/研究機関や民間企業による太陽光発電の実証事業への積極的に参加します。【再生可能エネルギー導入調査等実施業務報告書120Pより】										
a-3-1	水素エネルギーなどの次世代技術の	◆次世代エネ1/水素の利活用の検討。【新規施策案】										
a-3-1	水素エネルギーなどの次世代技術の	◆次世代エネ2/CNメタンの利活用の検討。【新規施策案】										
脱炭素まちづくりの推進												
b-1-2	温室効果ガスの削減、吸収	〇地球温暖化防止に関する意識啓発を行います。	「えべつ環境広場」を開催しています。		●			「えべつ環境広場」を開催し、毎年600～700人の市民が参加しています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目【地球温暖化の防止】 【市民 問5(2)】地球温暖化については、「異常気象などの気候変動について」に最も関心が集まっています。 【事 問4(1)】「事業への地球温暖化の影響は出ておらず、今後も出るとは思えない」と考えている事業者が一定数おり、それは「従業員数が少ない」ほど多くなっています。 【事 問4(1-1)】「事業への地球温暖化の影響」は、「製造業」と「卸売・小売業」で多く発生・想定されている状況です。	「産業部門・家庭部門・業務部門のCO2排出量合計（現行計画目標1①）」は減少傾向ですが、目標を達成していません。 市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。 事務事業において排出量は、2030年度までに50%削減する必要があります。 国の第5次環境基本計画で、「徹底した省エネルギーの推進」が重点戦略に位置づけられています。	--	--
b-1-1	温室効果ガスの削減、吸収	〇江別市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、市域の排出実態についても定期的に把握します。	〇省エネ管理システム（H23.10導入）により、市の事務事業における温室効果ガス排出量を実績把握しています。 〇環境マネジメントシステムに基づく節電・省エネ行動により、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に努めています。	継続的な取り組みが必要。	●			継続的な取り組みが必要。 市の事務事業における温室効果ガス排出量の把握を行っており、基準年のH25年以降の排出量は増減を繰り返してはいますが、 ※R12（2030）年には、基準年のH25（2013）年比で50%の削減が求められています。				
b-1-2	温室効果ガスの削減、吸収	◆廃棄物/廃棄物の削減による温室効果ガス排出量の削減【新規施策案】										
b-1-2	温室効果ガスの削減、吸収	◆吸収1/緑地の整備による吸収源の確保【新規施策案】										
b-1-2	温室効果ガスの削減、吸収	◆吸収2/森林の適切な管理による吸収源の確保【新規施策案】										
												●廃棄物処理に伴う温室効果ガスを削減するために、廃棄物の削減が求められていることを踏まえ、 新規 に対応を検討する必要があります。 ●温室効果ガスの吸収源を増やしていくために、森林や緑地等の整備が求められていることを踏まえ、 新規 に対応を検討する必要があります。

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題	
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題
				継続	拡充	見直し	廃止				
b-1-1	低炭素型交通体系の構築、都市のコンパクト化 ○自家用車の使用抑制を進めるため、バスやJRなど公共交通機関の利用を促すとともに、自転車を有効活用できる環境づくりを進めます。	「エコモビ運動期間」を定めてマイカーから徒歩又は自転車へ変更する「エコ通勤」を実施しました。	H28で事業終了。				●	H28で事業終了。	<p>バス路線マップの作成、JR駅のバリアフリー化を行うとともに、生活バス路線を維持するための支援を行っています。また、サイクルシェアリング事業を毎年実施し、自転車及び野幌駅の利用を促進しています。</p> <p>【市民 問3(1)(2)】改善項目【地球温暖化の防止】</p> <p>【市民 問5(2)】地球温暖化については、「異常気象などの気候変動について」に最も関心が集まっています。</p> <p>【事 問4(1)】「事業への地球温暖化の影響は出ておらず、今後も出ると思えない」と考えている事業者が一定数おり、それは「従業員数が少ない」ほど多くなっています。</p> <p>【事 問4(1-1)】「事業への地球温暖化の影響」は、「製造業」と「卸売・小売業」で多く発生・想定されている状況です。</p> <p>「産業部門・家庭部門・業務部門のCO2排出量合計（現行計画指標1①）」は減少傾向ですが、目標を達成していません。</p> <p>市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。</p> <p>国の第5次環境基本計画で、「コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現」「小さな拠点」の形成」「交通網の維持・活用等」が重点戦略に位置づけられています。</p>	<p>○バス路線マップを作成し利用の促進に努めるとともに、生活バス路線を維持するための支援を行っています。</p> <p>○JRでは、駅のバリアフリー化や送迎車両用停車場・駐輪場の整備を進めるとともに、野幌駅でサイクルシェアリング事業を行うなど、JR駅や自転車の利用促進を行ってきました。</p> <p>●バス利用者は減少傾向で、今後も減少傾向にあることから、利用に合った適切な対応が求められます。</p> <p>●サイクルシェアリングの登録数は減少傾向にあります。脱炭素まちづくりを進める上で、環境にやさしい移動の普及・理解促進は重要になることから、継続的に取組を行っていく必要があります。</p>	
		赤字バス路線に補助金を交付し、生活バス路線の維持確保を図っています。	公共交通機関の利用を促すため、引き続きバス路線の維持確保の取り組みが必要。	●							引き続きバス路線の維持確保の取り組みを行っていく。
		バス路線マップの作成・配布などによるバスの利用促進や、地域公共交通会議を設置してのバスの利用促進などについて検討を実施しています。（政策推進課には照会せず※事前調査で状況把握済み）	生活バス路線運行補助事業と一体的に実施（H27以降事業欄削除）				●				※担当課では、次期計画では、削除したい意向。
		H26、H27に、バリアフリーに対応した跨線人道橋への架換えを実施しました。	H27で事業終了。				●				H27で事業終了。
		H28からH30に、JR高砂駅への送迎車両用停車場と駐輪場の整備を実施しました。	H30で事業終了。				●				H30で事業終了。
		サイクルシェアリング事業を実施し、自転車の利用及び、野幌駅の利用を促進しています。	引き続き市内の環境対策を行っていくため、今後も事業の継続が必要。	●							引き続き市内の環境対策を行っていくため、今後も事業の継続が必要。
		H26に、野幌駅北口駅前広場の整備が完了しました。	H26で事業終了。				●				H26で事業終了。
		H26に、野幌駅北口駅前広場の整備が完了しました。	H26で事業終了。				●				H26で事業終了。
H26に、野幌駅北口駅前広場の整備が完了しました。	H26で事業終了。				●		H26で事業終了。				

現行計画の内容		事業実績	市民担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性			今後の取組方針	これまでの取組のまとめ	アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題	
				継続	拡充	見直し	廃止						
b-1-1	低炭素型交通体系の構築、都市のコンパクト化	○道路整備や冬期の除排雪の充実などにより、渋滞の少ない円滑な交通環境づくりに努めます。	R1に、野幌駅周辺の幹線道路網の整備が完了しました。				● R1で事業終了。	野幌駅周辺の幹線道路網の整備を行うとともに、損傷した道路の改良や拡幅や未整備区間の整備、幹線道路の拡幅、歩道造成などを進めています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目【地球温暖化の防止】 【市民 問5(2)】地球温暖化については、「異常気象などの気候変動について」に最も関心が集まっています。 【事 問4(1)】「事業への地球温暖化の影響は出ておらず、今後も出ることは思えない」と考えている事業者が一定数おり、それは「従業員数が少ない」ほど多くなっています。 【事 問4(1-1)】「事業への地球温暖化の影響」は、「製造業」と「卸売・小売業」で多く発生・想定されている状況です。	「産業部門・家庭部門・業務部門のCO2排出量合計（現行計画指標1①）」は減少傾向ですが、目標を達成していません。 市のGHG排出量を、2030年度までに2013年度比で49%減らす必要があります。 国の第5次環境基本計画で、「コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現」「小さな拠点」の形成」「交通網の維持・活用等」が重点戦略に位置づけられています。	●現行の都市計画マスタープランの都市づくりの目標に、「駅を中心とした集約型都市構造 ～えべつ版コンパクトなまちづくり～」と位置づけ、えべつの顔づくり事業を展開し、駅周辺の土地区画整理事業などを行ってきました。 ●令和4～5年度で都市計画マスタープランの見直しを行っており、その中でも「コンパクト・集約都市構造」を基本とし、駅周辺や国道12号に都市機能を集積することとしています。	●各種インフラ整備により、コンパクトなまちづくりに向けた環境は整いつつあり、今後は、将来にわたって都市の持続性を維持するための取組が必要となります。	
	低炭素型交通体系の構築、都市のコンパクト化	○えべつ版コンパクトなまちづくりを推進し、集約型都市構造化による効率的な都市づくりを進めます。	H28、H29に、損傷した道路の車道幅員を広げるなどの改良を行うことで、車両等の円滑で安全な通行環境を確保しました。 H30からは、道路改良や舗装新設などの再整備を行うことで、車両や歩行者の安全で快適な道路環境を確保しています。 R1に、未整備区間について、道路拡幅などで狭隘部を解消し、車両や歩行者の安全で快適な通行環境を確保しました（兵村4番通り道路整備事業）。 R2からは、幹線道路等について、新設や歩道造成などで、車両や歩行者の安全で快適な道路環境を確保しています。 道路の改修を実施しています。	R1で事業終了。			● R1で事業終了。	引き続き、道路の改修を実施し、渋滞の少ない円滑な交通環境づくりを推進します。	野幌駅周辺の整備計画が（江別の顔づくり事業）はR1に終了しました。				
b-1-1	低炭素型交通体系の構築、都市のコンパクト化		江別市都市計画マスタープラン2014【改訂版】に位置付けられています。	引き続き、コンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷が少ない都市づくりをする必要がある。	●			コンパクトなまちづくりを一層推進するため、都市計画マスタープランの改定に合わせ、新たに立地適正化計画を策定する。					
			H26に、野幌駅北口駅前広場の整備が完了しました。 R1に、野幌駅周辺の幹線道路網の整備が完了しました。	R1で事業終了。			● R1で事業終了。						
			H26に、野幌駅北口駅前広場の整備が完了しました。 R1に、野幌駅周辺の幹線道路網の整備が完了しました。	R1で事業終了。			● R1で事業終了。						
			H26に、野幌駅北口駅前広場の整備が完了しました。 R1に、野幌駅周辺の幹線道路網の整備が完了しました。	R1で事業終了。			● R1で事業終了。						
b-2-1	オゾン層破壊の防止	○フロン類などのオゾン層破壊物質については、引き続き適正な回収・処理を行います。	「分別の手引き」で、フロンガス及び代替フロンガス使用の除湿器等は専門業者へ処理を依頼するよう市民へ啓発しています。	引き続き市民への啓発を行ってため、今後も継続的な取組が必要。	●			引き続き市民への啓発を行ってため、今後も継続的な取組が必要。	【市民 問3(1)(2)】維持項目【酸性雨(雪)対策・オゾン層の保護】		○市民に対して、フロン類使用の機器は専門業者へ処理を依頼するよう情報発信しています。	●オゾン層の保護のために、引き続きフロン類などのオゾン層破壊物質を適正に回収・処理していく必要があります。	
	酸性雨の防止	○酸性雨(雪)及び越境大気汚染の状況や影響についての情報の収集・調査を行います。	H19から、リサイクルセンターの維持、管理、資源物の選別業務を委託業務に含め一体的に行なっています。	引き続き、リサイクルセンターの維持、管理、資源物の選別業務を行なってため、今後も継続的な取組が必要。	●			引き続き、リサイクルセンターの維持、管理、資源物の選別業務を行なってため、今後も継続的な取組が必要。			○環境事務所敷地内（工栄町）にて、酸性雨(雪)の調査を実施しています。	●市内の雨(雪)の状況を把握するために、今後も継続して酸性雨(雪)の調査を行っていく必要があります。	
	酸性雨の防止	○酸性雨(雪)の原因物質を削減するため、工場などに対し、大気汚染物質の排出規制や指導を行います。	環境事務所敷地内（工栄町）にて、酸性雨(雪)の調査を実施しています。	酸性雨は土壌や建築物等に影響を与えと言われていることから、今後も継続的な測定が必要である。	●			継続して測定を行う。	環境事務所敷地内（工栄町）にて、酸性雨(雪)の調査を実施しています。				
	酸性雨の防止		市内および市に隣接する4事業所と「公害防止協定」を締結しており、排出基準より厳しい協定値以下での操業の遵守を求めています。	酸性雨の原因は二酸化硫黄や窒素酸化物とされており、これに関係する施設を所有する事業所は排出規制や指導は今後も必要である。	●			継続的な取組が必要。	市内および市に隣接する4事業所と「公害防止協定」を締結しており、排出基準より厳しい協定値以下での操業の遵守を求めています。				

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止						
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ				
<p>(2) 循環型社会の実現</p> <p>① ごみ減量化の推進</p>													
c-1-1	ごみの排出抑制(リデュース=Reduce)	○広報やリーフレット、出前講座などによる3Rの取り組み、ごみ減量化についての普及啓発を継続して進めます。	引き続き市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	●				引き続き市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	「収集日カレンダー」を作成して全世帯に配布し、ごみの適正排出を推進しています。また、分別やリサイクルに関する出前講座を開催し、分別意識の高揚を図っています。	【市民 問3(1)(2)】維持項目【省資源・リサイクル・ごみ減量化の推進】	「市民一人一日当たりのごみ排出量(現行計画指標1③)」は減少傾向で、目標を達成しています。	○ごみの減量化に向けて、マイバック運動の推進などの意識啓発を行っています。	●リデュースを進めるには、市民・事業者・市が一体となって継続した取組を進めることが重要となるため、今後も関連する取組を継続して進める必要があります。
c-1-1	ごみの排出抑制(リデュース=Reduce)	○買い物袋の持参(マイバック運動)、詰め替え製品の購入、使い捨て製品を使わないなど、ごみを少なくする取り組みを推進します。	引き続き市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	●				引き続き市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	マイバック運動やマイカップ持参を推進しています。また、トレイ容器等の店舗内回収ボックスの活用や廃食用油回収の啓発を実施しています。	【市民 問2(2)】環境分野の中では「資源や廃棄物に関する分野」に最も興味を持っています。	【市民 問4(1)】「食品ロス削減」など、ごみに関する取組を実施している人が多くなっています。	○市民一人一日当たりのごみ排出量は毎年順調に減少しています。	●食品ロスに関する問題が大きく取り上げられてきており、対応が求められているため、市民・事業者への意識啓発をはじめとする取組を強化していく必要があります。
c-1-1	ごみの排出抑制(リデュース=Reduce)	○生ごみの減量化を図るため、排出前の水切りや堆肥化の推進、食材を使い切る・食べ残さないなどの実践、食品残渣の活用方法の研究を進めます。	引き続き市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	●				引き続き市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	生ごみ堆肥化容器購入を助成しています。	生ごみ堆肥化容器購入を助成しています。			
c-1-1	食品ロス対策	◆家庭・事業者からの食品ロスの削減 【参考：一般廃棄物処理計画より】 家庭からの食品ロス削減に向けて、食材を無駄なく使う調理方法や保存方法の普及に向けた講習会開催のほか、宴会時の料理の食べ残しを減らす「30・10運動」の取り組みを市内飲食店等と連携して進めていくとともに、関係部局と連携して「食品ロス削減推進計画」の策定に向けて、他自治体等の先進事例の研究を行っていきます。											
c-1-1	食品ロス対策	◆フードバンクやフードドライブの活用。【新規施策案】											
c-1-1	ごみの排出抑制(リデュース=Reduce)	○事業所への指導・啓発や分別におけるルールづくりなど、事業所におけるごみ減量化を進めます。	引き続き事業者への啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	●				引き続き事業者への啓発を行っていくため、今後も継続的な取組が必要。	市ホームページや事業者向けパンフレットで事業所におけるごみ減量化の啓発を図っています。	【市民 問3(1)(2)】維持項目【省資源・リサイクル・ごみ減量化の推進】			
c-1-2	製品や部品の再利用(リユース=Reuse)	○まだ使えるものの有効利用を促すため、リサイクルバンク事業の充実やフリーマーケットなどの情報提供を進めます。	不要となった家具等、再利用可能な品物を回収し、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンク事業は、R2をもって終了。大型ごみに出され提供許可を得た学習机・スキー・スノーボードを必要とする市民に無料で提供するリユース市を開催しています。				●	リユース市やジモティーを活用し、リユースの推進を行う。	リサイクルバンクや情報図書館での雑誌提供などを実施しています。(リサイクルバンクはR2で事業終了)。	【市民 問2(2)】環境分野の中では「資源や廃棄物に関する分野」に最も興味を持っています。	【市民 問5(4)】「脱炭素の実現」に向けて、「資源の有効活用」が求められています。	○保存期間の過ぎた雑誌の配布やリユース市・ジモティーの活用など、複数の取組でリユースを進めています。	●リユースを進めるには、市民・事業者・市が一体となって継続した取組を進めることが重要となるため、今後も関連する取組を継続して進める必要があります。
c-1-3	再資源化(リサイクル=Recycle)	○自治会等による集団資源物回収などへの支援を行い、リサイクル活動を推進します。	引き続き支援を行うため、今後も継続的な取組が必要。	●				引き続き支援を行うため、今後も継続的な取組が必要。	ごみの資源化、再利用等、循環型社会の形成に大きな効果をあげている集団資源回収の活動を支援し、自治会、各種団体及び回収業者に対し回収した資源量に応じた奨励金を交付しています。	【市民 問3(1)(2)】維持項目【省資源・リサイクル・ごみ減量化の推進】	【市民 問2(2)】環境分野の中では「資源や廃棄物に関する分野」に最も興味を持っています。	○浄化センター汚泥の肥料化や浄水場汚泥の融雪剤化など、リサイクルを進めています。	●リサイクルを進めるには、市民・事業者・市が一体となって継続した取組を進めることが重要となるため、今後も関連する取組を継続して進める必要があります。
c-1-3	再資源化(リサイクル=Recycle)	○浄水汚泥※2の融雪剤への活用や、下水処理過程で発生した下水肥料の農地への還元を進めます。	発生汚泥の資源としての有効利用と処分費用の削減を図るため、今後も継続的な取組が必要。	●				発生汚泥の資源としての有効利用と処分費用の削減を図るため、今後も継続的な取組が必要。	浄化センターでは汚水の浄化過程からできる汚泥を下水肥料として緑農地に還元しています。浄水場では浄水処理により発生する汚泥を融雪剤として加工・活用しています。	【市民 問5(4)】「脱炭素の実現」に向けて、「資源の有効活用」が求められています。			

現行計画の内容		事業実績	市民担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止						
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ				
②適正なごみ処理の推進													
c-2-1	適正処分の推進	○分別の徹底、リサイクル関連団体の活動について、市民への普及・啓発を推進するとともに、資源物の収集品目拡大などを検討します。	引き続き市民への啓発を行っていただくため、今後も継続的な取組が必要。	●				引き続き市民への啓発を行っていただくため、今後も継続的な取組が必要。	出前講座を開始し、毎年50人前後の市民が参加しています。	【市民 問3(1)(2)】維持項目【廃棄物の適正処理の推進】	○環境クリーンセンターを運営して、ごみの適正処理を進めています。 ○毎年50人前後の市民が出前講座に参加するなど、市民の分別に関する関心が高くなっています。	○環境クリーンセンターを運営して、ごみの適正処理を進めています。 ○毎年50人前後の市民が出前講座に参加するなど、市民の分別に関する関心が高くなっています。	●ごみの適正処理はリサイクルの推進や環境負荷の低減につながるため、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
c-2-1	適正処分の推進	◎地域で取り組まれているごみステーションの管理を支援します。	市民への意識啓発を行っていただくため、今後も継続的な取組が必要と考えています。	●				市民への意識啓発を行っていただくため、今後も継続的な取組が必要と考えています。	残置シール印刷、出前講座(カラス除けサークルの利用とごみステーションの管理について)、カラス除けサークルの貸出を行っています。	【市民 問2(2)】環境分野の中では「資源や廃棄物に関する分野」に最も関心が集まっています。			
c-2-1	適正処分の推進	◎環境クリーンセンター(ごみ処理施設)や民間処理業者の活用による、適切かつ有効なごみ処理体制を維持します。	引き続き、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため、今後も継続的に適正な運転、維持管理を行っていただくことが必要。	●				引き続き、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため、今後も継続的に適正な運転、維持管理を行っていただくことが必要。	環境クリーンセンターの長期包括的運営管理委託。	【市民 問4(1)】ほとんどの人が「ごみの分別」に取り組んでおり、ごみに関する意識が高くなっています。			
c-2-2	不法投棄対策	◎不法投棄や野焼きを防止するため、市民や事業者と協働して監視・通報体制を拡大します。	引き続き継続的な取組が必要。	●				引き続き継続的な取組が必要。	環境クリーンセンターで処理が困難なごみや、処理の仕方により資源化ができるものは、市内民間許可業者の活用により、適正処理の確保を図っています。		2022(令和4)年4月より「プラスチック資源循環促進法」が施行されており、プラスチックの「3R+Renewable」が進められています。	○毎年予算を計上して、不法投棄を回収しています。	●不法投棄の削減に向けて、市民・事業者の意識啓発を継続して進めていく必要があります。
c-2-3	プラスチックの適正処理・3R等	◆使い捨てプラスチックの削減。 【参考：一般廃棄物処理計画より】 市民や事業者と連携して、マイバック持参運動やマイボトル・マイカップ持参運動を進め、使い捨てプラスチック容器の削減に取り組んでいきます。											●環境保全のためにプラスチックごみの削減が求められていることを踏まえ、新規にプラスチックの「3R+Renewable」や適正処理体制の構築などを検討する必要があります。
c-2-3	プラスチックの適正処理・3R等	◆プラスチックの回収・適正処理体制の検討。 【新規施策案】											
③環境配慮型製品などの利用促進													
c-3-1	環境負荷に優しい製品などの利用	○エコマーク ^{※1} 商品やグリーンマーク ^{※2} 商品など環境に配慮した製品の購入を推進します。	調達方針の周知徹底を図り、グリーン購入を推進していく。	●				調達方針の周知徹底を図り、グリーン購入を推進していく。	グリーン購入調達方針を策定し、各部署が環境に配慮した物品を購入できるよう情報提供を行っています。	【市民 問4(1)】「再生品・エコマーク商品の選択」の取組割合は約40%です。		○市内各部署がグリーン購入に取り組めるように情報提供を行っています。 ○市内の小学4年生を対象に、学校給食における地場産農産物(牛乳)の利用を推進しています。	●環境に配慮した製品の普及のために、グリーン購入の取組を継続して進めていく必要があります。 ●また、地場産農産物への理解を深め地産地消を知るきっかけとして、学校給食における地場産農産物の利用の推進は、今後も継続的に取り組む必要があります。
c-3-1	環境負荷に優しい製品などの利用	◎食品などの輸送距離短縮につながる地産地消を推進します。	学校給食(市内小学4年生)を通して地場産農産物(牛乳)への理解を深めるため、今後も必要な事業。対象は小学4年生のみであり、学年間の指導の継続性を確保するためにも、毎年実施する必要	●				対象は市内の小学4年生のみであり、地場産農産物への理解を深め地産地消を知るきっかけとして、今後も継続的な取組が必要。	学校給食における地場産農産物の利用を推進しています。				

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題		
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題	
				継続	拡充	見直し	廃止					
c-4-1 公共施設・インフラ設備の維持管理・有効活用		<p>公共施設・インフラ設備の維持管理・有効活用</p> <p>◆長寿命化などを踏まえた公共施設等の有効活用。 【参考：公共施設等総合管理計画より】 公共施設等の新設にあたっては、可能な限り多用途に活用できる複合的かつ全市民的施設とするとともに、複合施設とする際は、近隣の公共施設等の老朽状況を勘案し、老朽化している施設の機能を移転させることの可否についても検討することとします。 さらに、建設後の維持管理経費を縮減できるよう、間取りや部材などを工夫するとともに、長期間使用できるような資材や工法を活用することとします。 【参考：公共施設等総合管理計画より】 公共施設等の損傷が軽微な早期段階において予防的な修繕等を実施し、機能の保持・回復を図ります。 【参考：江別市 公園施設長寿命化計画より】 適切な点検・維持による「予防保全型管理」により、施設機能の向上や保持さらにはライフサイクルコストの縮減を図ります。 【参考：江別市都市計画マスタープランより】 既存施設の長寿命化や有効利用、昨今の充実に努め耐震化及びバリアフリー化を推進します。</p>							国の第5次環境基本計画で、「ストックの適切な維持管理・有効活用」が重点戦略に位置づけられています。		●持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくりのために、既存の公共施設やインフラ施設の長寿命化などが求められていることを踏まえ、新規に対応を検討する必要があります。	
2 豊かな自然を育むまち												
(1) 地球環境の保全												
1 生物多様性の確保・野生生物との共存												
d-1-1 生態系の保全	○野生生物の生息域である樹林地などにおいて、「環境緑地保護地区」、「鳥獣保護区」※1などの保全手法を活用していきます。	野幌森林公園が鳥獣保護区に指定されているほか、「北海道自然環境保全条例」に基づき、市内3ヶ所（51ha）が「環境緑地保護地区」に指定されています。	継続的な取り組みが必要。	●			継続的な取り組みが必要。	野幌森林公園が鳥獣保護区に指定されているほか、「北海道自然環境保全条例」に基づき、市内3ヶ所（51ha）が「環境緑地保護地区」に指定されています。	【市民 問3(1)(2) 維持項目【生態系の保全】	国の第5次環境基本計画で、「生態系ネットワーク」の構築が重点戦略に位置づけられています。	○鳥獣保護区や環境緑地保護地区の指定により、野生生物の生息域を保護しています。	●今後も野生生物の生息域を維持していくために、自然環境の保全を継続する必要があります。
d-1-1 生態系の保全	◎生物多様性の確保の観点から、緑地や水辺の生態系ネットワークの充実を図ります。	生物多様性確保のため、周辺地域や学識経験者等から情報収集を行っています。	継続的な取り組みが必要。	●			継続的な取り組みが必要。	生物多様性確保のため、周辺地域や学識経験者等から情報収集を行っています。			○外来種の防除のため、アライグマ2種及びアメリカミンクの防除従事者講習を実施して、駆除活動の従事者を育成しています。	●在来種の保護や生態系の保全のために、今後も継続して外来種の防除を進める必要があります。
d-1-1 生態系の保全	◎外来種については、北海道や農業関係団体などとの連携の中で駆除を進めるほか、正しい知識の普及に努めます。	H26、H27は、「江別市鳥獣被害防止対策協議会」との連携により外来種の駆除活動を進めるほか、駆除に資する講習などを実施しました。H28からは、アライグマ2種及びアメリカミンクについて、防除従事者講習を実施し、駆除活動の従事者を育成しています。	継続的な取り組みが必要。 駆除するのは特定外来生物や北海道による指定外来生物	●			継続的な取り組みが必要。	防除従事者講習を実施し、駆除活動の従事者を育成しています。			○外来種による被害が増えているため、野生生物の生息域を保護するために、今後も継続して外来種の防除を進める必要があります。	●在来種の保護や生態系の保全のために、今後も継続して外来種の防除を進める必要があります。
d-2-1 野生生物との共存	◎市街地及び周辺のカラス、キツネ、エゾシカ、ハチなどによる生活被害を軽減するために、これら野生生物への対応や共存のあり方について情報提供に努めます。	生活被害防止のための対策を行う（捕獲許可等）一方、野生生物との共存に向けた情報提供、広報などでの啓発を行っています。	継続的な取り組みが必要。	●			継続的な取り組みが必要。	生活被害防止のための対策を行う（捕獲許可等）一方、野生生物との共存に向けた情報提供、広報などでの啓発を行っています。	【市民 問3(1)(2) 改善項目【有害鳥獣等への対策】	野生鳥獣による被害が増えており、その中でもエゾシカによる被害が特に多くなっています。（江別市鳥獣被害防止計画）	○野生生物による生活被害防止のために駆除を進めるとともに、野生生物との共存に向けて、意識啓発を行っています。	●野生生物による農業被害が増加しているため、野生生物の駆除や捕獲など、被害防止対策を継続する必要があります。

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題	
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題
				継続	拡充	見直し	廃止				
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ		
<p>(2) 身近な緑の保全と創出</p> <p>1 水と緑の保全</p>											
e-1-1	河川・湖沼環境の保全・再生	<p>◎水辺空間の要素を成す河川や湖沼、周辺の樹林地を治水機能との調和を図りつつ保全します。</p>	<p>H26からH30までは、「環境緑地保護地区」の指定や、保全活動に取り組む団体の活動紹介を実施しました。R1からは、保存樹林の指定のほか、市民植樹した世田豊平川河畔林の育樹や、石狩川流域300万本植樹inえべつ実行委員会に参加し、河川緑化を進めています。</p>	●				<p>保存樹林の指定のほか、市民植樹した世田豊平川河畔林の育樹や、石狩川流域300万本植樹inえべつ実行委員会に参加し、河川緑化を進めています。市内の都市公園の水辺空間については、周辺環境の調和を図りつつ、適切な維持管理を行っています。別市が管理者となっている普通河川等の浚渫を実施しました。市が管理する河川、調整池の草刈、雑木及び不法投棄の処理を実施しています。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】維持項目【水辺環境の保全】</p>	<p>国はEco-DRR（防災・減災を目的に整備されるグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用すること））を推進しています。</p> <p>国の第5次環境基本計画で、「自然との共生を軸とした国土の多様性の維持」が重点戦略に位置づけられています。</p>	<p>○河川緑化の推進や、河川・調整池などでの草刈りや雑木処理など、水辺空間の維持管理を推進しています。</p> <p>●非常時に備えた治水機能を確保するために、今後も継続して水辺環境の維持管理を行っていく必要があります。</p>
e-1-1	河川・湖沼環境の保全・再生	<p>◎道立自然公園野幌森林公園などの良好な自然は、国や北海道の機関などとの情報の共有や連携をすることで地域ぐるみの保全を進めます。</p>	<p>「道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会」等関係団体と定期的に意見交換し、野幌森林公園等の良好な自然環境の保全に努めています。</p>	●				<p>「道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会」等関係団体と定期的に意見交換し、野幌森林公園等の良好な自然環境の保全に努めています。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】維持項目【森林などの保全】</p>	<p>国はEco-DRR（防災・減災を目的に整備されるグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用すること））を推進しています。</p> <p>国の第5次環境基本計画で、「森林環境税の活用も含めた森林の整備・保全」が重点戦略に位置づけられています。</p>	<p>○野幌森林公園の保全・維持に取り組んでいます。○保存樹木・鉄道林・防風林などの森林の保全・維持に取り組んでいます。</p> <p>●良好な自然環境を維持するために、今後も野幌森林公園や保存樹木・鉄道林などを保全していく必要があります。●防風林などのグリーンインフラを今後も継続して保全・活用していくことが重要となります。</p>
e-2-1	森林の適切な保全	<p>○緑地、鉄道林や市街地に残る樹林地などは、所有者の理解と協力を得ながら身近な緑として保全・維持を図ります。</p>	<p>鉄道林におけるJR北海道との協議のほか、保存樹木等の所有者に対し、管理謝礼の支払い等を通じて保全・維持を求めています。</p> <p>住宅地と隣接している防風林において、衛生環境に配慮し、防風林の下草刈り、枝落とし、植栽、枯死木整理等を行っています。</p>	●				<p>鉄道林におけるJR北海道との協議のほか、保存樹木等の所有者に対し、管理謝礼の支払い等を通じて保全・維持を求めています。住宅地と隣接している防風林において、衛生環境に配慮し、防風林の下草刈り、枝落とし、植栽、枯死木整理等を行っています。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】重要維持項目【改善度9位】【農地の保全と活用】</p>	<p>○法律に基づいた規制により、農地の無秩序な開発を抑制して優良な農用地を確保しています。</p>	<p>●豊かな農村環境を維持するためにも、今後も継続して農地の保全に取り組んでいく必要があります。</p>
e-3-1	農地の保全	<p>○「農業振興地域整備計画」※1に基づき、農地を良好な状態に維持することで、緑景観機能を保全します。</p>	<p>農業振興地域について、整備計画に沿った土地利用形態を確立することにより、優良な農用地の確保を図っています。</p>	●				<p>農業振興地域について、整備計画に沿った土地利用形態を確立することにより、優良な農用地の確保を図っています。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】重要維持項目【改善度9位】【農地の保全と活用】</p>	<p>○法律に基づいた規制により、農地の無秩序な開発を抑制して優良な農用地を確保しています。</p>	<p>●豊かな農村環境を維持するためにも、今後も継続して農地の保全に取り組んでいく必要があります。</p>
<p>4 農地の保全と活用</p>											

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止						
f-8-2	公園・緑地の保全と緑化活動の推進	<p>○宅地開発などにおいては、関係者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定や地区計画などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。</p> <p>H26に、野幌駅前広場をグリーンモールの交差点と位置づけ、ボリュームのある緑を植樹しました。また、駅環状道路に植樹帯を設け、野幌駅周辺の緑化に努めました。H26、H27には、グリーンモールを整備し、緑化を推進しています。H26およびH28からR1には、野幌駅周辺の緑化を推進しています。</p>	<p>開発協議で緑の基本計画に基づく緑化推進への協力をお願いしているほか、若草町の一部においては「緑地協定」を締結しています。</p> <p>宅地開発等で公園整備が伴われる際は、適切な施設配置が行なわれる様、関係者と協議・調整を行っています。</p> <p>江別市宅地開発指導要綱に基づき、街路樹及び公園・緑地等の整備を推進しています。</p>	<p>引続き江別宅地開発指導要綱に基づき、街路樹及び公園・緑地等の整備を推進することで、良好な居住環境の形成を図ります。</p> <p>R1で事業終了。</p>	●				<p>野幌駅周辺の緑化を推進しています。</p> <p>引続き江別宅地開発指導要綱に基づき、街路樹及び公園・緑地等の整備を推進することで、良好な居住環境の形成を図ります。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】重要維持項目【街並みの緑化の推進】</p> <p>【市民 問3(1)(2)】「公園緑地の整備」や「街並みの緑化の推進」といった「まちの緑」に関する不満度が高くなっています。</p> <p>【事 問3(1)】「植樹・緑化等の緑を増やす活動」を今後重視したいと考える事業者が減少しており、取組の優先度が下がってきています。</p>	<p>地域制緑地面積（現行計画指標2①）」は減少しており、目標を未達成です。</p> <p>北海道みどりの基本方針では、「量の確保」に加えて、多面的な活用を図る「質の向上」を重視していくこととしています。</p> <p>市街地の樹林地が、宅地造成などで失われつつあります。（緑の基本計画）</p> <p>公園面積・公園個所数は微増傾向にあるが、公園の配置に偏りがある。（緑の基本計画）</p>	<p>○公共施設敷地内に緑地を整備・保全しています。</p> <p>○工業地の緑地を確保するために、工場立地法に基づき緑地の確保や緑地協定の締結を行っています。</p> <p>○住宅地の街路樹及び公園・緑地等を確保するために、江別宅地開発指導要綱に基づいた整備を推進しています。</p> <p>○地域の小学生や自治会等の利用者意見を取り入れて、公園の再整備を実施しています。</p> <p>○「緑に親しめる空間があると思う市民割合」は増加していますが、「公園緑地の整備」や「街並みの緑化の推進」に関する不満度も高くなっています。</p>	<p>●今ある緑を良好に保つために、緑地・公園・街路樹などの維持・保全を継続していく必要があります。</p> <p>●緑の質の向上が求められているため、今ある緑の整備を進めて、多面的な活用を図っていく必要があります。</p> <p>●鉄道を境に、北側と南側では南側の方が公園の数が少なかったり、大規模な公園がなかったりなど、公園の配置に偏りができていることから、改善が求められます。</p>
③公園緑地の整備													
f-8-2	公園・緑地の保全と緑化活動の推進	<p>○公園緑地の持つ環境保全やレクリエーション空間、防災空間など多様な機能の適切な維持管理に努めます。</p>	<p>市内の都市公園は、市民が快適で安心して憩えるように、適切な維持管理を実施しています。</p>	●				●	●	●	●		
f-8-2	公園・緑地の保全と緑化活動の推進	<p>○市街地の再開発事業などに際しては、公園・緑地の確保について計画的な誘導及び指導を行います。</p>	<p>H26以降、該当事業はありません。</p> <p>再開発事業等において、公園整備が伴う際は、適切な施設配置が行われるよう、関係者と協議・調整を行います。</p>	●				●	●	●	●		
f-8-2	公園・緑地の保全と緑化活動の推進	<p>○身近な公園の整備については、市民参加による計画・整備を進めます。</p>	<p>公園の再整備に際し、地域の小学生や自治会等によるワークショップ等により、利用者意見を取り入れた計画、整備を実施しています。</p>	●				●	●	●	●		

現行計画の内容		事業実績	市民担当の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題				
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性			今後の取組方針	これまでの取組のまとめ	アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止							
3 人にやさしいまち (1) 良好な生活環境の確保														
1 大気環境の確保														
f-1-1	大気環境の確保	◎大気環境の常時監視を行います。	市内の大気測定局において、NOxやSPMなどの大気汚染物質の常時監視を行っています。	大気汚染物質は人の健康に影響を与えると考えられており、市内における環境測定は今後も必要である。	●				大気汚染物質の環境測定をし、今後の測定方法について検討する。	市内の大気測定局において、NOxやSPMなどの大気汚染物質の常時監視を行っています。	【市民 問3(1)(2) 重要改善項目【改善度6位】 【大気環境の確保】	「排出規制基準値超過事業所数（現行計画指標3①）」はR3まで0件で、目標を達成しています。	○市内の大気は、これまで環境基準をほぼ100%で達成してきており、良好な大気環境が保たれています。○工場・事業所に対して、法令に基づく施設の設置・管理を指導しています。○広報誌や市のHPを活用して、野焼きの防止やエコドライブの推進など、大気環境の確保に関する意識啓発を行っています。	●市内の大気環境の状況を把握するために、大気環境の測定を今後も継続して行う必要があります。●市内の大気環境を良好に保つために、事業者への法令に基づく指導や野焼きを減らすための意識啓発などを、今後も継続して取り組む必要があります。
f-1-1	大気環境の確保	○工場や事業所から発生するばい煙、粉じんについて、北海道などの連携により「大気汚染防止法」などの法令に基づく排出基準遵守を指導します。	工場・事業所に対し、法令に基づく施設の設置・管理を指導しています。	引き続き、法令に基づき事業者に対し、施設の設置・管理を指導する必要があります。	●				継続的な取り組みが必要。	工場・事業所に対し、法令に基づく施設の設置・管理を指導しています。		市内の大気測定局の測定結果は、環境基準達成率をほぼ100%達成しています。		
f-1-1	大気環境の確保	○家庭や事業所でのごみの焼却や野焼きの防止に関する啓発・指導を推進します。	広報えべつ、こみこみえべつ、市ホームページ、チラシ、のぼり設置により野焼き防止を周知しています。	市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取り組みが必要と考えています。	●				市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取り組みが必要と考えています。	広報えべつ、こみこみえべつ、市ホームページ、チラシ、のぼり設置により野焼き防止を周知しています。				
f-1-1	大気環境の確保	○ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類などの有害物質の排出抑制を図るなど、ごみ処理施設の適正な管理に努めます。	H19から、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業として、業務委託を実施し、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため適正な運転、維持管理を行っています。また、施設の安定的な稼働のため、定期的な点検整備を実施しています。	引き続き、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため、今後も継続的に適正な運転、維持管理を行っていくことが必要。	●				引き続き、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため、今後も継続的に適正な運転、維持管理を行っていくことが必要。	環境クリーンセンターの長期包括的運営管理委託。				
f-1-1	大気環境の確保	○ごみ処理施設の維持・管理に際し、環境への影響に関するモニタリング調査の実施に努めます。	ごみ焼却施設の維持・管理に際し、環境への影響に関するモニタリング調査を実施するため、環境クリーンセンター等運営管理委託事業の監視、指導を実施しています。	引き続き、ごみ焼却施設の維持・管理に際し、環境への影響に関するモニタリング調査を実施するため、今後も継続的な環境クリーンセンター等運営管理委託事業の監視、指導が必要。	●				引き続き、ごみ焼却施設の維持・管理に際し、環境への影響に関するモニタリング調査を実施するため、今後も継続的な環境クリーンセンター等運営管理委託事業の監視、指導が必要。	環境クリーンセンターのモニタリング調査を実施しています。				
f-1-1	大気環境の確保	○低公害車の普及やエコドライブ推進などの啓発に努めます。	当別町と公害防止協定、八幡自治会と覚書を交わし、ダイオキシン類調査を実施しています。	協定により、八幡にある環境クリーンセンターの稼働中は継続して測定を行う必要がある。	●				継続して測定を行う。					
f-1-1	大気環境の確保		広報えべつにエコドライブ関連の記事を掲載し、市民の意識啓発を図っています。	継続的な取り組みが必要。	●				継続的な取り組みが必要。	広報えべつにエコドライブ関連の記事を掲載し、市民の意識啓発を図っています。				
2 水質の確保														
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保	○河川の水質測定を定期的に行います。	市内6河川7地点（R2からは5河川8地点）について、定期的に水質調査を実施しています。	基準をクリアしている割合は最近減少しており、原因はいまのところ不明だが、環境負荷の軽減のために水質調査は継続する必要がある。	●				継続して調査を行う。	市内6河川7地点（R2からは5河川8地点）について、定期的に水質調査を実施しています。浄水場では、適切な浄水処理を行うため、定期的に原水（千歳川表流水）の水質検査を行っています。また、日常的に原水の異常を監視しています。	【市民 問3(1)(2) 重要改善項目【改善度10位】 【水質の確保】	河川水質の状況を、有機汚濁の主要指標であるBODで見ると、若干数値の上下はあるものの、概ね環境基準を達成しています。	○河川の水質測定を定期的に行っており、BODの環境基準はおおむね達成されています。○水安全計画により、水道水の安全性を確保しています。○下水道や合弁処理浄化槽の普及・維持管理を推進しています。○公害防止協定に基づき工場排水の水質調査を実施しています。	●市内の水環境の状況を把握するために、河川の水質測定や工場排水の水質調査などの調査・測定を継続して行う必要があります。●安全・安心な水の供給のために、浄水設備の維持管理を継続して行う必要があります。●河川の水質をきれいに保つために、排水処理設備や下水道・浄化槽の普及・維持管理を継続して行う必要があります。
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保	○工場・事業場からの排水については、北海道などとの連携により、「水質汚濁防止法」や「下水道法」などの法令に基づく排水基準遵守を指導します。	公衛防止協定に基づき工場排水の水質調査を実施しています。	協定に基づき、事業所が稼働中は環境負荷の軽減のために調査を継続する必要があります。	●				継続して調査を行う。	公衛防止協定に基づき工場排水の水質調査を実施しています。給食センター調理場の廃水処理設備の点検時に、清掃・臭気用薬品補充等を行っています（水質検査を年1回実施）。また、対雁調理場汚水処理槽の清掃を年8回実施し、汚水・汚泥の吸い取り後、高圧洗浄を実施しています。				
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保		給食センター調理場の廃水処理設備の点検時に、清掃・臭気用薬品補充等を行っています（水質検査を年1回実施）。また、対雁調理場汚水処理槽の清掃を年8回実施し、汚水・汚泥の吸い取り後、高圧洗浄を実施しています。	引き続き法令に基づく排水基準を遵守するため、今後も継続的な点検、検査、洗浄が必要。	●				引き続き法令に基づく排水基準を遵守するため、今後も継続的な点検、検査、洗浄が必要。					
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保	◎「江別市水道ビジョン」※1に基づき、水の品質と管理水準の向上に努めます。	水質汚濁防止法の水質基準を遵守して浄水場放流水を放流しています。	引き続き水質汚濁防止法を守る必要がある。	●									
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保	○排水処理施設の適切な維持管理に努めます。	下水道法や水質汚濁防止法の水質基準を遵守して下水処理水を放流しています。	公共用水域の水質保全のため、今後も継続的な取り組みが必要。	●				公共用水域の水質保全のため、今後も継続的な取り組みが必要。					
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保		水安全計画により、水源から給水栓に至る危害管理と管理基準を設定し、水道水の安全性を確保しています。	【H27以降降欄なし】	●				【H27以降降欄なし】	水安全計画により、水源から給水栓に至る危害管理と管理基準を設定し、水道水の安全性を確保しています。				
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保		水安全計画により、水源から給水栓に至る危害管理と管理基準を設定し、水道水の安全性を確保しています。	より安全性を向上させる取り組みが必要。	●									
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保		毎月の点検をはじめ、それぞれの設備に応じた点検や動作確認を行い、適正な維持管理に努めています。	引き続き排水処理施設の適切な維持管理をするため、今後も点検が必要。	●				引き続き排水処理施設の適切な維持管理をするため、今後も点検が必要。	毎月の点検をはじめ、それぞれの設備に応じた点検や動作確認を行い、適正な維持管理に努めています。				

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題				
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題			
				継続	拡充	見直し	廃止							
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ					
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保	○一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設 ^{*2} や下水道施設の適切な維持管理に努めます。	H19から、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業として、業務委託を実施し、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出抑制など適正な維持管理を行なうとともに、最終処分場の放流水を基準値以下とするため、今後も継続的に排水処理施設の適正な管理を行うことが必要。	●				引き続き、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出抑制など適正な維持管理を行なうとともに、最終処分場の放流水を基準値以下とするため、今後も継続的に排水処理施設の適正な管理を行うことが必要。	環境クリーンセンターの長期包括的運営管理委託。浄化センターでは、計画汚水量に対応する施設建設を進めるとともに、施設の維持管理を行っています。	【市民 問3(1)(2)】重要改善項目【改善度10位】 【水質の保全】	河川水質の状況を、有機汚濁の主要指標であるBODで見ると、若干数値の上下はあるものの、概ね環境基準を達成しています。 国の第5次環境基本計画で、「健全で豊かな水環境の維持・回復」が重点戦略に位置づけられています。	○河川の水質測定を定期的に行っており、BODの環境基準はおおむね達成されています。 ○水安全計画により、水道水の安全性を確保しています。 ○下水道や合併処理浄化槽の普及・維持管理を推進しています。	●市内の水環境の状況を把握するために、河川の水質測定や工場排水の水質調査などの調査・測定を継続して行う必要があります。 ●安全・安心な水の供給のために、浄水設備の維持管理を継続して行う必要があります。 ●河川の水質をきれいに保つために、排水処理設備や下水道・浄化槽の普及・維持管理を継続して行う必要があります。	
f-2-1	河川・海域の汚染対策による水質の確保	○汚水処理の未普及区域の解消を図るとともに、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽 ^{*3} の普及を推進します。 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の設置に係る補助残額を貸与しています。	下水道認可区域外における家庭から排出される生活排水の適正処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。 現段階で新規貸し付けは発生していないものの、合併処理浄化槽の整備は今後も発生しうる状況であるため、生活環境の保全や公衆衛生の向上に寄与する事業であることに鑑み、今後も用意しておくべき事業である。	●	●			令和4年7月に国の補助要綱が改正され、補助限度額の変更のほか、補助対象が広がったので、補助額の増額について検討していく必要があると考えています。	下水道認可区域外における家庭から排出される生活排水の適正処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。					
①土壌・地盤の保全														
f-3-1	土壌汚染の防止	◎「土壌汚染対策法」に基づく届出や、汚染土壌の適正処理の指導を行います。	H26以降、該当事業はありません。				●	【該当事業なし】					○土壌汚染の防止に関して、市では取組を行っていません。	●汚染土壌が発生した場合、道と連携して適正処理等の対応を行う必要があります。
f-3-2	地盤沈下の防止	◎地下水位の定期的な観測により地盤沈下の状況を適切に把握します。	工業町にて地盤沈下の経年調査を行っています。	●				地盤沈下の状況を把握する必要があるので、観測は継続する必要があります。	工業町にて地盤沈下の経年調査を行っています。				○工業町で地盤沈下の経年調査を行っています。	●地盤沈下の状況を把握するために、今度も継続して観測を行う必要があります。
③騒音・振動の防止														
f-4-1	騒音の防止	○騒音発生施設を有する工場・事業所などに対し、関係法令に基づき規制基準の遵守、並びに施設の適切な維持管理を指導します。	工場・事業所に対し、法令に基づき施設の設置・管理を指導しています。	●				引き続き、法令に基づき事業者に対し、施設の設置・管理を指導する必要があります。	工場・事業所に対し、法令に基づき施設の設置・管理を指導しています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目「騒音・振動の防止」			○工場・事業所や特定建設作業に対して、騒音・振動に関する法令順守を指導しています。 ○一般地域の騒音環境調査を計画的に実施しています。 ○自動車騒音の常時監視を計画的に実施しています。	●静穏な環境を維持するために、今後も継続して騒音・振動の監視を続けていく必要があります。
f-4-1	騒音の防止	○家庭生活に伴う騒音防止対策の啓発に努めます。	一般地域における騒音の環境調査を計画的に実施しています。	●				騒音規制法第21条の2に基づき実施している調査であるため引き続き継続が必要。	一般地域における騒音の環境調査を計画的に実施しています。					
f-4-1	騒音の防止	○建設作業に当たっては、低騒音・低振動型の工法・建設機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定を推進します。	特定建設作業の実施届出時には、法令遵守を指導するとともに、付近の環境に配慮するようお願いしています。 H27から、発注工事の受注業者に、周辺への配慮や、関係法令に適合した作業計画、施工方法の指導・助言を行っています。	●				引き続き、法令順守の指導と付近の環境への配慮のお願いにより、周辺住民の生活環境を保全する必要があります。	特定建設作業の実施届出時には、法令遵守を指導するとともに、付近の環境に配慮するようお願いしています。					
f-4-1	騒音の防止	○自動車交通騒音の定期的な測定を行い、あわせて不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などによる自動車騒音・振動防止を啓発します。	自動車騒音常時監視（面的評価）を計画的に実施しています。	●				受注業者が周辺への配慮や適切な施工をするための継続的な取り組みが必要。	自動車騒音常時監視（面的評価）を計画的に実施しています。					

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性			今後の取組方針	これまでの取組のまとめ	アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題	
				継続	拡充	見直し	廃止						
④悪臭の防止													
f-5-1	悪臭の防止	○工場・事業所などへの立入検査を実施するとともに、悪臭発生施設並びに防止施設の維持管理や近隣への配慮について指導・啓発します。	公害防止協定に基づき立入調査、悪臭物質の測定を実施しています。	●				継続して調査を行う。	公害防止協定に基づき立入調査、悪臭物質の測定を実施しています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目【悪臭の防止】		○公害防止協定に基づき立入調査や悪臭物質の測定を実施しており、測定箇所では基準を達成しています。○家畜排せつ物処理施設の設置に向けて農業者へ無利子貸付を行っており、設備が浸透したため、令和元年度に事業を終了しました。	●近年、薪ストーブによる悪臭の苦情が増えています。
f-5-1	悪臭の防止	○悪臭の発生を低減化するため、畜舎の適正管理及びふん尿処理施設の設置を指導します。	H26以降、該当事業はありません。				●	【該当事業なし】	江別市家畜排せつ物処理施設設置資金（江別市農業振興資金特認資金）を設置し、農業者への貸付利率の低減（無利子貸付）を図っています。（R1で事業終了）		「農業地区が衛生的で、快適な生活環境だと感じる地区住民の割合（現行計画指標3②）」は増加傾向で、目標を達成しています。		
f-5-1	悪臭の防止	○家畜排せつ物を堆肥化する場合、または堆肥等を使用する場合には、悪臭の発生防止に努めるよう、助言・指導します。	江別市家畜排せつ物処理施設設置資金（江別市農業振興資金特認資金）を設置し、農業者への貸付利率の低減（無利子貸付）を図っています。				●	R1で事業終了。	江別市家畜排せつ物処理施設設置資金（江別市農業振興資金特認資金）を設置し、農業者への貸付利率の低減（無利子貸付）を図っています。（R1で事業終了）		近年、悪臭の苦情・公害発生件数が増えています。（えべつ環境）		
⑤化学物質、その他の環境汚染等の防止													
f-6-1	有害化学物質対策の推進	○関係機関との連携・協力により、ダイオキシン類の環境測定を推進するとともに、それらに関する適切な情報提供に努めます。	市内4地点における大気・水質・土壌中のダイオキシン類について、調査を実施しています。	●				継続して調査を行う。	市内4地点における大気・水質・土壌中のダイオキシン類について、調査を実施しています。	【市民 問3(1)(2)】重要改善項目【改善度4位】 【化学物質による環境汚染の防止】	国の第5次環境基本計画で、「化学物質のライフサイクル全体での包括的管理」が重点戦略に位置づけられています。	○市内4地点で大気・水質・土壌中のダイオキシン類の調査を実施しており、基準は全て達成されています。○シックハウス症候群などを未然に防止するために、化学物質の影響に配慮するよう、施行事業者への指導・助言を行っています。○解体工事などでアスベスト粉じんが飛散するのを防止するために、施行事業者への指導・助言を行っています。○広報誌や市のHPを活用して、野焼き防止を周知しています。	●今後もダイオキシンの状況を把握するために、継続して調査を行う必要があります。●ダイオキシン・シックハウス症候群・アスベストなどの有害化学物質について、市民・事業者へ情報提供を行い、意識啓発を進めることが重要となります。
f-6-1	有害化学物質対策の推進	○家庭や事業所でのごみの焼却や野焼きの防止に関する啓発・指導を推進します。	広報えべつ、ごみコミえべつ、市ホームページ、チラシ、のぼり設置により野焼き防止を周知しています。	●				市民への意識啓発を行っていくため、今後も継続的な取り組みが必要と考えています。	広報えべつ、ごみコミえべつ、市ホームページ、チラシ、のぼり設置により野焼き防止を周知しています。				
f-6-1	有害化学物質対策の推進	○内分泌かく乱物質（環境ホルモン）※1について情報収集と提供に努めます。	H26以降、該当事業はありません。				●	【該当事業なし】					
f-6-1	有害化学物質対策の推進	○シックハウス症候群※2を未然に防止するための対策・指導を行います。	H26以降、該当事業はありません。 発注工事の設計時に使用材料を配慮した上、工事の前後に空気中の揮発性有機化合物（VOC）の測定を行っています。 建築確認申請時に法に適合しているか確認し、工事完了後に施工状況についての報告を求めています。	●			●	【該当事業なし】 シックハウス症候群を未然に防止するため、設計及び施工前に使用する塗料等への配慮が必要。 引き続き建築基準法に則り、法適合の確認及び施工状況の報告が必要。	発注工事の設計時に使用材料を配慮し、工事前後の揮発性有機化合物（VOC）の測定を継続。 建築確認申請時に法に適合しているか確認し、工事完了後に施工状況についての報告を求めています。				
f-6-1	有害化学物質対策の推進	◎公共施設の新築・改修に際して、化学物質の影響に配慮した施工に努めます。	当該発注工事の現場監視時に、施工業者への指導・助言を行っています。	●				当該発注工事の現場監視時に、施工業者への指導・助言を継続。	当該発注工事の現場監視時に、施工業者への指導・助言を行っています。				
f-6-1	有害化学物質対策の推進	◎建築物の解体工事などにおけるアスベスト粉じんの飛散防止対策を促進します。	当該発注工事の受注業者に周辺への配慮や関係法令に適合した作業計画、施工方法の指導・助言を行っています。	●				当該発注工事の現場監視時に、施工業者への指導・助言を継続。	当該発注工事の受注業者に周辺への配慮や関係法令に適合した作業計画、施工方法の指導・助言を行っています。				
f-6-1	有害化学物質対策の推進	◎PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）の趣旨に基づき、化学物質のリスク情報の提供や使用量の低減に努めます。	対象事業所からの届出について、年度ごとに江別市域分を集計しています。	●				継続的な取り組みが必要。	対象事業所からの届出について、年度ごとに江別市域分を集計しています。				
f-6-1	有害化学物質対策の推進	○農業や化学肥料を減らし、安全・安心な環境にやさしいクリーン農業を推進します。	環境保全型農業直接支援対策事業（国）により、化学肥料・農薬の5割低減及び緑肥等の作付けを行った農業者に、費用相当分の補助金を交付しています。				●	環境に配慮したクリーン農業の推進の必要性は感じているものの、具体的な施策や事業実施予定が無い。	事業としては実施したことが無い。 当該事業を活用できる農業者団体等が希望した場合は、支援を検討する。				

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				今後の取組方針	これまでの取組のまとめ	アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題
				継続	拡充	見直し	廃止						
f-7-1	放射性物質への対応	<p>◎放射性物質や電磁波については、国などの知見や動向を注視し、情報の収集・提供に努めます。</p>	<p>事業者から基地局の新設に関する協議を受けた場合、「なるべく広い範囲での住民周知」「自治会への周知」「広く地域住民を対象とした説明会の開催の検討」について要請するとともに、市民に対しても基地局の新設に関する情報提供を呼び掛けています。</p>	●				<p>継続的な取り組みが必要。</p>	<p>業者から基地局の新設に関する協議を受けた場合、「なるべく広い範囲での住民周知」「自治会への周知」「広く地域住民を対象とした説明会の開催の検討」について要請するとともに、市民に対しても基地局の新設に関する情報提供を呼び掛けています。</p>			<p>○事業者から基地局の新設に関する協議を受けた場合、自治会への周知や説明会の開催の検討などを要請しています。 ○市民に対して、基地局の新設に関する情報提供を呼び掛けています。</p>	<p>●電磁波について、今後も国などの知見や動向を注視するとともに、住民へ情報提供をしていく必要があります。</p>
健康で質の高い生活環境・ライフスタイルの変革													
f-9-1	低炭素で健康な住まい	<p>◎住宅・建築物では、低炭素建築物^{※2}についての啓発や情報提供に努めます。(再掲)</p>	<p>市ホームページで低炭素住宅の認定手続き案内や、パンフレットによる情報提供を実施しています。</p>	●				<p>引き続き市民や建築関係業者へ情報提供を行っていくにあたり、今後も継続的な取り組みが必要。</p>	<p>市ホームページで低炭素住宅の認定手続き案内や、パンフレットによる情報提供を実施しています。</p>			<p>○市ホームページで低炭素住宅の認定手続き案内や、パンフレットによる情報提供を実施しています。</p>	<p>●低炭素住宅を増やしていくために、引き続き普及啓発の取組を進める必要があります。</p>
徒歩・自転車利用の推進													
f-9-2	徒歩・自転車利用の推進	<p>◆徒歩・自転車利用を促進するための環境整備。 【参考：観光振興計画より】 自動車以外の交通手段で訪れる観光客の市内周遊を促進するため、市内を東西に横断するJR各駅を活かした二次的な交通手段を検討します。 【参考：観光振興計画より】 自動車以外の交通手段で訪れる観光客に対し、市内を周遊する身近な足として、自転車や観光タクシー等を活用した交通手段の充実を図ります。</p>									<p>国の第5次環境基本計画で、「徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸」が重点戦略に位置づけられています。</p>	<p>○サイクルシェアリング事業を実施し、自転車利用を促進しています。</p>	<p>●環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換が求められていることを踏まえ、徒歩・自転車利用の推進を強化していくことが重要となります。</p>
地方移住、二地域居住の促進													



現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題				
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性			今後の取組方針	これまでの取組のまとめ	アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止							
<p>4 つるおいとやすらぎのあるまち (1) 個性と魅力ある都市空間の創造 ① 地域特性を活かした空間・場の創造</p>														
f-8-1	景観の保全、形成	<p>○都市景観賞、景観パンフレット（えべつ）の景観）などにより、都市の景観に対する意識の向上を図ります。</p>	<p>H26からR1まで、企画展（まちづくり彩々展）を公民館等で開催していましたが、R2より事業見直しで休止しており、再開の予定はありません。</p> <p>景観パンフレット（えべつ）の景観）の配付のほか江別市都市景観賞や都市景観フォトコンテストを開催しています。</p>	<p>引き続き、市民の景観意識の向上を目的とし、都市景観賞などの取り組みを継続する必要があります。</p>	●			<p>今後も都市景観賞やフォトコンテストなどの景観イベントを実施し、江別の景観をPRしていく。</p>	<p>H26からR1まで、企画展（まちづくり彩々展）を公民館等で開催していましたが、R2より事業見直しで休止しており、再開の予定はありません。</p> <p>景観パンフレット（えべつ）の景観）の配付のほか江別市都市景観賞や都市景観フォトコンテストを開催しています。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】維持項目【地域特性を生かした空間・場の創造】</p> <p>【市民 問8】「れんがの街並み景観」に満足している市民が一定数います。</p>	<p>○市民の景観意識の向上に向けて、江別市都市景観賞や都市景観フォトコンテストなどを開催しています。</p> <p>○レンガ造りの建物をガラス工芸作家の工房として活用など、歴史的れんが建造物の保存・活用を進めています。</p> <p>○街区町名板の設置等を進めて、住民や来訪者の利便性の向上を図っています。</p> <p>○北海道屋外広告物条例に違反する貼り紙等の除去実施しており、違反広告物の数は大幅に減少しました。</p>	<p>●市民の景観意識の向上や市の景観PRのために、今後も継続して景観イベントを実施していくことが重要となります。</p> <p>●各種文化財やれんが造りの建物など、市の特色ある歴史的景観を保全・活用していくことが必要となります。</p> <p>●住民や来訪者の案内・利便性向上のために、未貼付箇所への街区町名板などを行っていく必要があります。</p>		
f-8-1	景観の保全、形成	<p>○都市計画に関する施策と連動し、景観制度の活用による景観の保全・創出などを誘導します。</p>	<p>H26からH29まで、都市景観施設設置事業（現廃止）にて整備した施設について、修繕や維持に関する補助を実施しました。</p> <p>H30以降、該当事業はありません。</p>	<p>【該当事業なし】</p>				<p>【該当事業なし】</p>						
f-8-1	景観の保全、形成	<p>○歴史的な建造物や文化財、れんがを活用した建物などを地域の環境特性を踏まえながら保存・活用を図ります。</p>	<p>H26からH29まで、旧ヒダ工場の他、近代産業遺産を含む歴史的れんが建造物の保存、活用を行いました。</p>	<p>H29で事業終了。</p>			●	<p>H29で事業終了。</p>	<p>近代産業遺産を含む歴史的れんが建造物の保存、活用を行いました。</p> <p>レンガ造りの建物をガラス工芸作家の工房として活用し、創作活動及び作品鑑賞の場として公開しています。</p> <p>江別ガイドブックシリーズの販売を行っています。</p>					
			<p>H27から、「旧ヒダ工場」建物活用賑わい創出・魅力発信事業を実施しています。</p>	<p>江別市の特産品や観光情報など魅力を発信していくため、今後も継続的な取り組みが必要。</p>	●			<p>継続して江別市の観光情報等を発信していく。</p>						
			<p>都市計画マスタープランにて（歴史的な建造物や文化財等に限定したことはない）環境や地域特性に応じた都市づくりの基本方針の記載があります。</p> <p>H30以降、該当事業はありません。</p>	<p>【該当事業なし】</p>				●	<p>【該当事業なし】</p>					
			<p>レンガ造りの建物をガラス工芸作家の工房として活用し、創作活動及び作品鑑賞の場として公開しています。</p>	<p>工芸分野における文化の振興に資するため、今後も継続的な取り組みが必要である。</p>	●			<p>新型コロナウイルスの感染拡大が収まれば来館者数の回復が見込めるため、今後も対外的なPRが必要である。</p>						
f-8-1	景観の保全、形成	<p>○わかりやすく親しみのある個性的な公共サインの整備推進、景観に配慮した広告物の設置を誘導します。</p>	<p>H26からR1まで、各種文化財の適正な維持管理や保護及び江別ガイドブックシリーズの販売を行い、保存活用を図っています。</p> <p>R2は、それに加えて、説明板設置や草刈り等を行って、史跡等の良好な環境を維持管理しています。</p>	<p>引き続き、各種文化財及び史跡等を適正に維持管理することを通じて、地域の貴重な歴史的遺産を保存活用する必要があります。</p>	●			<p>引き続き、「江別ガイドブックシリーズ」の販売や、史跡の環境整備などを行って、各種文化財や史跡等の良好な環境を維持管理する。</p>	<p>未貼付箇所への街区町名板の貼付、幹線道路信号機への町名板の設置により、住民、来訪者への利便性と案内の向上を図っています。</p>	<p>【市民 問3(1)(2)】維持項目【地域特性を生かした空間・場の創造】</p> <p>【市民 問8】「れんがの街並み景観」に満足している市民が一定数います。</p>	<p>○市民の景観意識の向上に向けて、江別市都市景観賞や都市景観フォトコンテストなどを開催しています。</p> <p>○レンガ造りの建物をガラス工芸作家の工房として活用など、歴史的れんが建造物の保存・活用を進めています。</p> <p>○街区町名板の設置等を進めて、住民や来訪者の利便性の向上を図っています。</p> <p>○北海道屋外広告物条例に違反する貼り紙等の除去実施しており、違反広告物の数は大幅に減少しました。</p>	<p>●市民の景観意識の向上や市の景観PRのために、今後も継続して景観イベントを実施していくことが重要となります。</p> <p>●各種文化財やれんが造りの建物など、市の特色ある歴史的景観を保全・活用していくことが必要となります。</p> <p>●住民や来訪者の案内・利便性向上のために、未貼付箇所への街区町名板などを行っていく必要があります。</p>		
			<p>H26以降、該当事業はありません。</p>	<p>【該当事業なし】</p>				●	<p>【該当事業なし】</p>					
			<p>未貼付箇所への街区町名板の貼付、幹線道路信号機への町名板の設置により、住民、来訪者への利便性と案内の向上を図っています。</p>	<p>未貼付箇所への街区町名板の貼付、幹線道路信号機への町名板の設置により、住民、来訪者への利便性と案内の向上を図っています。</p>	●			<p>未貼付箇所への街区町名板の貼付、幹線道路信号機への町名板の設置により、住民、来訪者への利便性と案内の向上を図っています。</p>						
f-8-1	景観の保全、形成	<p>○「れんがや陶芸（やきもの）」を通じ、ふるさと意識の醸成を図るため、やきもの市などイベントの開催や陶芸教室等の活動支援を推進します。</p>	<p>えべつやきもの市に対し補助金を交付しています。</p>	<p>江別市の芸術文化の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、今後も継続的な取り組みが必要。</p>	●			<p>やきもの文化の継承や、にぎわいを創造するイベントとして継続していく。</p>	<p>えべつやきもの市に対し補助金を交付しています。</p> <p>多くの市民に陶芸の体験や観賞の機会を提供し、陶芸文化ひいては芸術文化全般に対する市民意識の高揚を図っています。</p>					
			<p>多くの市民に陶芸の体験や観賞の機会を提供し、陶芸文化ひいては芸術文化全般に対する市民意識の高揚を図っています。</p>	<p>地域の観光資源である「陶芸文化」の普及振興を推進するためには必要な事業である。</p>	●			<p>利用者、受講者のニーズに応えられる職員体制と講座内容を充実させる必要あり。</p>						

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題		
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題	
				継続	拡充	見直し	廃止					
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ			
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎「環境経営普及セミナー」など、事業者への環境経営普及に係るプログラムの充実を図ります。	環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを開催しています。			●		環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを開催しています。	環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを開催しています。	【市民 問3(1)(2)】重要改善項目で、改善度8位と高い状況です。 【市民 問6(1)】環境学習・環境イベント等への参加割合は6.3%と低い。また、若い年代で低い傾向がみられる。 【市民 問6(2)】現在より環境学習・環境イベント等の充実させることが必要は、60%以上と高い。(分からないが約25%) 【市民 問6(3)】市民の環境意識を高めるためには、「小中学校における環境学習の充実」や「市民を対象にした環境講座の充実」などが重要視されている。	国の第5次環境基本計画で、「自然体験活動、農山漁村体験等の推進」が重点戦略に位置づけられています。 ○また、水辺の自然塾、弁天丸・ボートで学ぶ石狩川と千歳川、出前ミニエコ講座、えべつ環境広場を実施するなど、子どもから大人まで幅広い環境学習の機会をつくっています。 ○その他、各大学等で開催している市民公開講座と連携し、それら講座をえべつ市民カレッジとして位置付け、統一的に市民へ提供しています。 ○事業者に向けても、環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを年に1回、開催しています。	○様々な形で環境学習・環境イベントの場をつくっていますが、環境学習・環境イベントについては、参加割合が低い状況となっています。市民ニーズが高い項目であることから、内容の充実、機会のさらなる創出、参加のしやすさなどについて、検討・取組の強化が求められます。 ●環境学習の内容の充実に取り組む必要がある一方で、予算や人員は限られていることから、工夫が必要となります。
g-2-2	環境ビジネス、経済システムの構築	◎環境マネジメントシステム(EMS)に基づき、エネルギーの効率的利用を重視した環境配慮活動に努めるとともに、EMS情報を積極的に発信するなど、事業者における環境経営普及のための啓発を進めます。	環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを開催しています。			●		環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを開催しています。	環境に配慮した事業経営を推奨する環境経営普及セミナーを開催しています。	【事 問5(1)】約半数の事業者が「今後、環境教育の実施予定はない」としており、それは「資本金」が少ないほど多い傾向です。 【事 問5(2)】「市が実施する環境経営普及セミナー」はほとんどが「参加したことはない」状況で、その理由は「セミナーの開催を知らなかった」が突出して多くなっています。 【市民 問3(1)(2)】重要改善項目で、改善度8位と高い状況です。		
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎出前環境学校や工場見学会など、新たな環境学習機会の創出に努めます。	環境教育・環境学習メニューの充実を図っています。	●				環境教育・環境学習メニューの充実を図っています。	環境教育・環境学習メニューの充実を図っています。	【市民 問6(1)】環境学習・環境イベント等への参加割合は6.3%と低い。また、若い年代で低い傾向がみられる。 【市民 問6(2)】現在より環境学習・環境イベント等の充実させることが必要は、60%以上と高い。(分からないが約25%) 【市民 問6(3)】市民の環境意識を高めるためには、「小中学校における環境学習の充実」や「市民を対象にした環境講座の充実」などが重要視されている。		
			H26以降、該当事業はありません。				●	【該当事業なし】	【該当事業なし】			
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	○市民植樹など緑化イベントの開催や啓発活動を通じて、緑化に対する市民意識の向上を図ります。	「市民植樹」、「石狩川流域300万本植樹」を開催し、市民・関係団体に対し緑化推進とともに緑化意識の啓発を行っています。	●				継続的な取り組みが必要。	「市民植樹」、「石狩川流域300万本植樹」を開催し、市民・関係団体に対し緑化推進とともに緑化意識の啓発を行っています。	【市民 問5(1)】約半数の事業者が「今後、環境教育の実施予定はない」としており、それは「資本金」が少ないほど多い傾向です。 【事 問5(2)】「市が実施する環境経営普及セミナー」はほとんどが「参加したことはない」状況で、その理由は「セミナーの開催を知らなかった」が突出して多くなっています。		
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎森林での観察会や体験学習など、自然に親しむ機会を充実します。	9月に保存樹木等の見学会「名木百選ウォッチング」を開催し、市民の緑化意識の啓発を図っています。	●				継続的な取り組みが必要。	保存樹木等の見学会「名木百選ウォッチング」を開催し、市民の緑化意識の啓発を図っています。			

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題			
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題		
				継続	拡充	見直し	廃止						
②環境教育・環境学習の基盤強化													
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎環境教育活動推進員の養成など、環境教育・環境学習に携わる人材の育成を推進します。	H24以降、えべつ協働ねっとわーくに委託し、環境教育活動員の募集及び指導・育成を実施しています。	●				継続的な取り組みが必要。	環境教育活動員の募集及び指導・育成を実施しています。	同上	国の第5次環境基本計画で、「自然体験活動、農山漁村体験等の推進」が重点戦略に位置づけられています。	◎環境教育活動員の募集及び指導・育成により、年間15名程度の育成を行っています。OR2年度から「環境活動員」と名称を変更し、実践活動のみに限らず広く環境教育に係る人材の獲得を目指した取り組みを進めています。	●環境教育を推進する上で、環境活動員の担う役割は大きく、今後も人材育成などの継続的な取組が必要となります。
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎教職員に対する情報提供やセミナーなどの開催を通じ、教職員の環境知識の向上を図ります。	H26以降、該当事業はありません。				●	【該当事業なし】	【該当事業なし】				
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎石狩川や道立自然公園野幌森林公園などの自然に親しめる場や、郷土の歴史や文化などを学ぶことができる施設等を適切に保全し活用します。	H26からH28まで、「道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会」等関係団体と連携し、清掃活動や情報交換を通じて保全に取り組んでいるほか、野幌森林公園で開催される木育イベント「道民森づくりの集い」のオブザーバーをしています。H29以降は、該当事業はありません。				●	【該当事業なし】	H26からH28まで、「道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会」等関係団体と連携し、清掃活動や情報交換を通じて保全に取り組んでいるほか、野幌森林公園で開催される木育イベント「道民森づくりの集い」のオブザーバーをしています。郷土資料館等の施設及び収蔵資料の適正な維持管理を通じて文化財の保全を図るとともに、市民に郷土史について学ぶ場を提供することで、文化財の有効活用を図っています。国の登録有形文化財である北海道林木育種場旧庁舎の価値を保つとともに、民間の利活用を進めており、市民が野幌森林公園の広大な自然に親しめる施設としての活用を進めています。			◎郷土資料館等の施設及び収蔵資料の適正な維持管理を通じて文化財の保全を図るとともに、市民に郷土史について学ぶ場を提供することで、文化財の有効活用を図っています。◎また、国の登録有形文化財である北海道林木育種場旧庁舎の価値を保つとともに、民間の利活用を進めており、市民が野幌森林公園の広大な自然に親しめる施設としての活用を進めています。	●引き続き、市民の郷土史や文化財についての学習の場を提供できるよう、施設や資料の適正な管理・保全に努めていく必要があります。
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎石狩川や道立自然公園野幌森林公園などの自然に親しめる場や、郷土の歴史や文化などを学ぶことができる施設等を適切に保全し活用します。	H26からH29まで、地域・学校・家庭と連携を図りながら、地域間や異世代との交流による体験活動を、子どもたちに提供しています。R2からは「地域体験活動事業」に名称変更しており、自然体験（ツリーイング体験）、生活体験（宿泊学習）を行っています。				●	H30で事業終了。	H30で事業終了。				
g-1-1	環境学習の推進・技術支援・人材育成	◎石狩川や道立自然公園野幌森林公園などの自然に親しめる場や、郷土の歴史や文化などを学ぶことができる施設等を適切に保全し活用します。	民間事業者の利活用に向けた改修はR3で終了した。				●	セミナーやワークショップを通じて、建物の周知啓発と利活用促進を図る。					
③環境活動に関する連携・協働体制の構築													
g-1-2	環境情報の集約・発信・普及啓発	◎環境イベントや環境調査結果など、環境に関する情報をわかりやすく広く市民へ発信します。	広報えべつや市ホームページ、環境調査等の概要をまとめた冊子「えべつの環境」により、情報提供を行っています。	●				継続的な取り組みが必要。	広報えべつや市ホームページ、環境調査等の概要をまとめた冊子「えべつの環境」により、情報提供を行っています。	【市民 問3(1)(2)】「環境情報の発信」は、重要度が高く、改善度が1位の項目となっている。		◎毎年、環境調査等の概要を「えべつの環境」という形で取りまとめ、広報えべつや市ホームページを用いて、情報提供を行っています。◎えべつ地球温暖化対策地域協議会や、環境学習の実施団体と連携し、発信情報のさらなる充実を図っています。	●環境情報の発信は、市民のニーズが非常に高い項目であることから、市民の求める情報を分かりやすく、さらに充実していくなど、その取組を強化することが重要となります。
g-1-2	環境情報の集約・発信・普及啓発	◎様々な環境関連団体情報の集約・充実を努め、それをわかりやすい形で市民に提供します。	市ホームページ等における情報提供を行っています。	●				継続的な取り組みが必要。	市ホームページ等における情報提供を行っています。	【市民 問7(1)】市民が求めている情報としては、「地球温暖化問題やその対策について」、「大気汚染や水質汚濁など、住んでいる地域の環境について」、「ごみリサイクルの問題について」が上位になっている。		◎市民の関心の高い情報については、分かりやすい資料を用意するなどの工夫も重要となります。	
g-1-2	環境情報の集約・発信・普及啓発	◎環境関連活動を行っている多様な主体とのネットワークの充実に努め、情報共有並びに相互の協働体制づくりを進めます。	えべつ地球温暖化対策地域協議会や、環境学習の実施団体との連携のさらなる充実を図っています。	●				継続的な取り組みが必要。	えべつ地球温暖化対策地域協議会や、環境学習の実施団体との連携のさらなる充実を図っています。	【市民 問7(2)】環境情報の入手方法は、「年代が低い」ほど「インターネット」が多く、「年代が高い」ほど「新聞」が多いなど、ツールが異なる。		●また、情報の入手方法は、年代によって異なることから、情報発信方法についても検討することが求められます。	

現行計画の内容		事業実績	市担当者の意向				市民・事業者意向	社会動向・統計データ	現状	課題		
現行計画の施策		これまでの具体的な取組実績のまとめ	取組に対する課題、継続・拡充の必要性	今後の方向性				アンケート	社会動向・統計データ	現状	課題	
				継続	拡充	見直し	廃止					
								今後の取組方針	これまでの取組のまとめ			
g-1-3	市民参加・各主体の協働・活動支援	○市民団体などが行う植樹活動や花植え活動に対して、支援・相談体制の充実を図ります。	H26からH30まで、市民（自治会等）との協働により植樹事業における資材提供などを行い、地域緑化を推進しています。R1からは、それまでの取組に加えて、緑化専門員を配置し緑の相談に対応しています。	●				継続的な取り組みが必要。	H26からH30まで、市民（自治会等）との協働により植樹事業における資材提供などを行い、地域緑化を推進しています。R1からは、それまでの取組に加えて、緑化専門員を配置し緑の相談に対応しています。	【市民 問3(1)(2)】「自主的な環境保全活動の推進」は、改善度が2位の項目となっている。 【市民 問4(1)】環境配慮の実施状況について、特に「環境に関するイベント・活動」への参加割合が低く、今後の参加意欲も低くなっています。この傾向は、若い人ほど多くなっています。	○自治会等と連携し、植樹事業などの地域緑化を進めています。また、令和元年度からは、緑化専門員を配置し、緑化の相談にも対応しています。 ○質の高い環境学習を提供できるよう、大学や市民・環境団体・事業者との連携を図りながら、取組を進めています。	●自主的な環境保全活動の推進は、市民意向調査で改善度が高い項目になっていることから、対策の強化が重要となります。
g-1-3	市民参加・各主体の協働・活動支援	◎出前環境学校や工場見学など環境学習の充実に向け、大学や市民、環境活動団体・事業者など多様な主体との連携を図ります。	ごみ減量体験講座「買い物ゲーム」、出前環境学校を実施しています。H26、H27は、それに加えて、道東電機ソーラー発電出前授業を実施しています。H26からR1は、それに加えて、酪農学園大学環境GIS研究室空中写真授業を実施しています。R2は、それに加えて、ワットモニター出前授業を実施しています。	●				継続的な取り組みが必要。	ごみ減量体験講座「買い物ゲーム」、出前環境学校を実施しています。H26、H27は、それに加えて、道東電機ソーラー発電出前授業を実施しています。H26からR1は、それに加えて、酪農学園大学環境GIS研究室空中写真授業を実施しています。R2は、それに加えて、ワットモニター出前授業を実施しています。	【事 問3(1)】「地域住民への環境教育」や「出前講座の実施」など地域の環境に関する取組は少なく、「取り組む予定はない」も多くなっています。		
			H28から毎年、(株)ノーザンフロンティアソーラー発電による出前授業を実施しています。R2は休止、R3は環境教育等推進事業で実施しています。H28から毎年、(株)ノーザンフロンティアソーラー発電による出前授業を実施しています。R2は休止、R3は環境教育等推進事業で実施しています。				●	事業移管				
g-4-1	都市と農村の連携	◎グリーン・ツーリズム※2や6次産業化※3、地産地消の活動を支援するなど各種施策展開と連動し、江別市の農業と農畜産物に対する理解・意識の向上を図ります。	都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズム関連事業者（農産物直売所・貸し農園・加工各代会）との連携を図るとともに、各種イベントの開催を支援しています。	●				地産地消の推進や農業所得確保のための高付加価値化の必要性から、今後も継続的な支援が必要。	都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズム関連事業者（農産物直売所・貸し農園・加工各代会）との連携を図るとともに、各種イベントの開催を支援しています。	【市民 問3(1)(2)】改善項目 【都市と農村の交流・連携の推進】	第五次環境基本計画で地域循環共生圏の概念が示され、その代表的な取組例として、都市と農村の交流の推進が示されています。	○都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズム関連事業者（農産物直売所・貸し農園・加工各代会）との連携を図るとともに、各種イベントの開催を支援しています。 ●地産地消の推進や、農業所得確保のための高付加価値化の取組は必要であることから、今後も継続的な支援が必要となります。 ●その実施主体は、江別市「まち」と「むら」の交流推進協議会となりますが、会員の高齢化等により、会員数は減少傾向にあることから、対策が求められます。